

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(人事課等)	三
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	(行政管理室)	五
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	五
○手数料条例等の一部を改正する条例	(同)	六
○公立学校情報機器整備基金条例	(教育庁義務教育課)	七
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部総務課)	七
○県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例	(管財課)	七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(デジタルみやぎ推進課)	八
○県立自然公園条例の一部を改正する条例	(自然保護課)	九
○県民会館条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	一一
○みやぎハートフルセンター条例の一部を改正する条例	(社会福祉課)	一一
○衛生技術者養成施設条例を廃止する条例	(医療人材対策室)	一一
○特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	一一
○介護研修センター条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	一一
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一一

ページ

条 例

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	一五
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	(同)	一八
○子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進課)	一八
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(二件)	(子ども・家庭支援課)	一八
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	二〇
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二一
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二二
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二四
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二四
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	二四
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	二五
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(家畜防疫対策室)	二六
○漁港管理条例の一部を改正する条例	(水産業基盤整備課)	二六
○公共用財産管理条例の一部を改正する条例	(用地課)	二七
○流水占用料等条例の一部を改正する条例	(河川課)	二七
○入港料条例の一部を改正する条例	(港湾課)	二七
○建築基準条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	二八
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	二八

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第九号中「四、三三九人」を「四、三三四人」に改め、同項第十号中「一三、四四一人」を「一三、四〇一人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。
別表第五の二行政職給料表の項から研究職給料表の項まで及び医療職給料表(二)の項中、「」を「」に改め、同表医療職給料表(二)の項中

3 級	1	技術主査の職務
	2	困難な業務を行う保健師又は看護師の職務
4 級	1	技術主任主査の職務
	2	困難な業務を行う技術主査の職務
5 級	1	本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務
	2	地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務
	3	技術主幹の職務
	4	困難な業務を行う技術主任主査の職務
6 級		地方機関の技術副所長の職務

を

3 級	1	技術主査の職務
	2	困難な業務を行う保健師又は看護師の職務
	3	警察本部の係長の職務

に改め、同

4 級	1	技術主任主査の職務
	2	困難な業務を行う技術主査の職務
	3	困難な業務を行う警察本部の係長の職務
5 級	1	本庁の総括技術補佐又は技術補佐の職務
	2	地方機関の総括技術次長又は技術次長の職務
	3	技術主幹の職務
	4	困難な業務を行う技術主任主査の職務
	5	警察本部の課長補佐の職務
6 級	1	地方機関の技術副所長の職務
	2	警察本部の課長の職務

表備考中「」を「」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に、「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第三項に規定する要保護女子及び」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第二条に規定する困難な問題を抱える女性若しくは」に、「若しくは判定」を「判定若しくは援助」に改める。

第五条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とする。

第六条第一項第一号中「家畜保健衛生所」を「農政部に所属する職員(人事委員会規則で定めるものに限る。)又は家畜保健衛生所若しくは畜産試験場」に改める。

第十一条第三項第二号中「ものに従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額」を「作業又は心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、千百円」に改める。

第三十二条第一項中「又は作業」を削り、同項第一号中「警ら用無線自動車」の下に「又は特殊自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。）を加え、「又は特殊自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。）の運転の作業」を削り、同項に次の一号を加える。

三 海上における警戒の業務（海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う業務であつて、人事委員会規則で定めるものに限る。）

第三十二条第二項中「又は作業」を削り、同項に次の一号を加える。

三 前項第三号の業務 千百円

第三十二条第三項中「又は作業」を削る。

第四十五条の二第二項中「四百二十円」を「七百五十円」に改める。

附則中第三項の前の見出し及び同項から第五項までを削り、第六項を第三項とし、第七項から第九項までを三項ずつ繰り上げる。

附則第十項中「附則第八項第五号」を「附則第五項第五号」に改め、同項を附則第七項とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十一条第三項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十一条第三項第二号の規定は、令和六年一月一日から適用する。

(防疫等作業手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫等作業手当は、新条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県条例第六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（行政機関設置条例の一部改正）

第一条 行政機関設置条例（昭和三十三年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（女性相談支援センター）」に改め、同条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「女性相談センターの」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条の規定による女性相談支援センターの」に、同項の表中「宮城県女性相談センター」を「宮城県女性相談支援センター」に改め、同項を同条とする。

（婦人保護施設条例の一部改正）

第二条 婦人保護施設条例（平成十七年宮城県条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設条例

第一条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二条第一項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子を保護し、及び」を「困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とし、並びに」に、「売春防止法（昭和三十二年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「保護施設」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」に改め、同条第二項中「保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。）に改める。

第三条各号列記以外の部分中「保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に関すること。

第三条第三号、第四条及び第五条第二号中「保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第六条中「保護施設」を「女性自立支援施設」に、「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

第七条第一項、第八条、第九条第四号、第十条及び第十一条中「保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十二

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

第一条中「婦人保護施設(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条に規定する婦人保護施設)を「女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設)に改める。

第二条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の権利に関する高い識見と専門性」に改め、「おいて」の下に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、同条第二項及び第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第三条の見出しを「基準と女性自立支援施設」に改め、同条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第四条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第五条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、「計画」の下に「第十三条第四項において「非常災害計画」という。」を加える。

第七条を削る。

第六条の見出しを「(苦情への対応)」に改め、同条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(安全計画の策定等)

第六条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第十三条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第九条を削る。

第八条の見出しを「(設備の基準)」に改め、同条第一項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「以下」を「次項において」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

設」に、「以下」を「次項において」に、「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(職員配置の基準)

第八条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

第十条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第十二条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条第二項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

(居室の入所定員)

第十一条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十二条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十三条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年宮城県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に、「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十の項中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」

に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表三十四の項中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表三十六の項中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表百二十の項中「額」の下に「当該移动式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液石法」という。）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円」を加え、同表百二十一の項2中「（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）」を削り、同表百二十四の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「液石法」という。）」を「液石法」に改め、同表二百五十五の四の項中「第八条」を「第九条」に改め、同表二百七十一の六の項2中「及び地域援助技術」を「ソーシャルケースワーク」及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）に改め、「倫理」の下に「(1)を加え、「ケアマネジメントに必要な」を「生活の継続を支えるための」に改め、「多職種協働の実践」の下に、「リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解(1)を加え、「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」を「生活の継続及び家族を支える基本的なケアマネジメント」に、「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」を「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」に、「認知症に関する事例」を「認知症のある方及び家族を支えるケアマネジメント」に、「入退院時等における医療との連携に関する事例」を「心疾患のある方のケアマネジメント」に、「社会資源の活用に向けた関係機関との連携」に関する事例」を「誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント」に、「状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例」を「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」を「看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(8)家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント」に改め、同項3中「展開」の下に「ケアマネジメントの実践における倫理(2)、リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解(2)」を加え、「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」を「生活の継続及び家族を支える基本的なケアマネジメント」に、「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」を「脳血管疾患のある方のケアマネジメント」に、「認知症に関する事例」を「認知症のある方及び家族を支えるケアマネジメント」に、「入退院時等における医療との連携に関する事例」を「大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント」に、「家族への支援の視点が必要な事例」を「心疾患のある方のケアマネジメント」に、「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例及び「誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント」に、「状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例」を「看取り等における看護サービスの活用に関する事例及びケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(8)家族への支援の視点や社会資源の活用」

向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント」に改め、同表二百九十九の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表三百三の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表に次のように加える。

三百二十一 衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例(平成十九年宮城県条例第三十一号)による改正前の衛生技術者養成施設条例(昭和三十九年宮城県条例第九号)により設置されていた宮城県総合衛生学院又は衛生技術者養成施設条例を廃止する条例(令和六年宮城県条例第十七号)による廃止前の衛生技術者養成施設条例により設置されていた宮城県高等看護学校に係る成績証明書、卒業証明書又は単位修得証明書の交付を申請する者	申請するとき	四百円
---	--------	-----

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の表三十の項、三十四の項及び三十六の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

手数料条例等の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第一条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)第二条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(県税に関する証明等手数料条例の一部改正)

第二条 県税に関する証明等手数料条例(昭和三十四年宮城県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「現金」を「知事が別に定める方法」に改める。

(公害紛争処理条例等の一部改正)

第三条 公害紛争処理条例(昭和三十九年宮城県条例第十五号)第十二条第二項、興行場法施行条例(昭和五十九年宮城県条例第十六号)第十三条第二項、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭

和六十年宮城県条例第十九号)第十五条第二項、職業能力開発校条例(昭和三十九年宮城県条例第二号)第九条、農業大学校条例(昭和三十八年宮城県条例第十七号)第八条、屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)第三十条第二項及び第四十五条第三項並びに県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)第八条に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(食品衛生法施行条例等の一部改正)

第四条 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号)第九条第二項、と畜場法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十六号)第十三条第三項、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)第十二条第三項、ふぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号)第二十六条第二項、公衆浴場法施行条例(平成六年宮城県条例第十五号)第九条第二項、理容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)第七条第二項、美容師法施行条例(平成十二年宮城県条例第四十二号)第七条第二項、動物の愛護及び管理に関する条例(平成十二年宮城県条例第三十七号)第十七条第三項、クリーニング業法施行条例(平成十四年宮城県条例第八十三号)第三条第二項、土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第二十九条第二項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第四十四号)第十四条第二項、准看護師再教育研修了登録証の書換交付等に関する条例(平成二十年宮城県条例第六十四号)第四条第二項、温泉法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)第二十三条第二項、毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)第二十条第二項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)第九条第二項、大麻取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十八号)第九条第二項、覚醒剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)第十六条第二項、麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)第十四条第二項、通訳案内士法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十七号)第三条第二項、養蜂振興法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十八号)第六条、家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)第十三条、建設業法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十五号)第四条第三項及び第四項、特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和三十七年宮城県条例第二十号)第二条、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例(平成十七年宮城県条例第一百五十七号)第十条第二項、宅地建物取引業法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十八号)第十条第二項、建築士法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十九号)第七条第二項並びに都市計画法施行条例(平成十二年宮城県条例第九十一号)第二十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第五条 旅館業法施行条例(昭和三十三年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「又は第三条の三第一項」を、「法第三条の三第一項又は法第三条の四第一項」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

(建築基準条例の一部改正)

第六条 建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)第二十条ただし書を次のように改める。

ただし、知事が別に定める場合にあつては、この限りでない。

附則

この条例中第三条から第五条までの規定は公布の日から、第一条、第二条及び第六条の規定は同日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業の推進を図るため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、公立学校情報機器整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充

てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表三十二の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表五十九の項を次のように改める。

五十九 削除

第二条第一項の表六十の項中「認定証」を「認定」に改め、同表六十一の項を次のように改める。

六十一 削除

第二条第一項の表中七十二の項から七十六の項までを削り、七十七の項を七十二の項とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

○宮城県条例第十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県庁舎等整備基金条例の一部を改正する条例

県庁舎等整備基金条例（昭和五十四年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

公共施設等整備基金条例

第一条中「県が」を「県及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）が」に、「県庁舎等整備基金」を「公共施設等整備基金」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五条中「第三条本文」を「第三条第二項本文」に改める。

別表第二を削り、別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二（第三条関係）

県の執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は負担能力の認定若しくは費用徴収に関する事務であつて別に規定するもの	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報であつて別に規定するもの
二 知事	私立高等学校等専攻科修学支援に関する事務であつて別に規定するもの	生活保護法による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報であつて別に規定するもの
三 知事	私立高等学校等及び直し支援に関する事務であつて別に規定するもの	生活保護法による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報であつて別に規定するもの
四 知事	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて別に規定するもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の給付若しくは障害児入所給付費の給付若しくは障害児生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和二十六年法律第二三二号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第九十九号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当法（昭和四十一年法律第三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報、障害児福祉手当法（昭和四十一年法律第三十四号）による障害児福祉手当の支給に関する情報、第九十七号法律及び中国残留邦人等に関する法律（平成二十七年宮城県条例第九十七号）による中国残留邦人等及び特定配偶者等の生活支援に関する情報、中国残留邦人等生活支援法（平成二十七年宮城県条例第九十七号）による中国残留邦人等生活支援に関する情報、障害者生活支援法（平成二十七年宮城県条例第九十七号）による障害者生活支援に関する情報、自立支援給付法（平成二十七年宮城県条例第九十七号）による自立支援給付に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十七年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報、特定医療費の支給に関する情報

別表第三（第四条関係）

情報照会機関	事務	特定個人情報
--------	----	--------

一 知事	法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務又は生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する事務であつて別に規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの
二 警察本部長	法別表第二の七十四の項の第二欄に掲げる事務	知事	法別表第二の七十四の項の第四欄に掲げる情報

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（県の執行機関が行うものに限る）」を「特定個人番号利用事務（法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう）」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報（法第二条第八項に規定する特定個人情報）」を「利用特定個人情報（同号に規定する利用特定個人情報）」に改め、同条第一項ただし書中「同条第十四項」を「法第二条第十四項一に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第二項中「特定個人情報」の下に「（法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第二の四の項中「障害児入所給付金の支給に関する情報」の下に「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報」を、「進学準備給付金の支給に関する情報」の下に「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報」を加える。

別表第三の一の項中「法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務」を「生活保護法による保護の決定及び実施若しくは徴収金の徴収に関する事務」に改め、同表二の項中「法別表第二の七十四の項の第二欄に掲げる事務」を「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて別に規則で定めるもの」に、「法別表第二の七十四の項の第四欄に掲げる情報」を「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七号第四号に規定する事項に関する情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項に関する情報であつて別に規則で定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定（別表第二の改正規定を除く。） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日
- 三 第二条中別表第二の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十四号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和三十四年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第三条」を「次条」に改め、同条第三号へ中「給油施設」の下に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

第五条の見出し中「の決定」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 公園計画は、自然公園ごとに、当該自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

第六条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第七条の見出し中「等」を削り、同条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第七条の二第四項中「様式に従い」を「とらにより」に改める。

第七条の四中第二項を削り、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

公園事業者（第七条の二第三項の認可を受けた者に限る。）が国及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第七条の四中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七条の五第二項を削る。

第七条の六中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十条第三項に次の一号を加える。

十七 知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用する行為で特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第十条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を削り、同条第十一項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十二項を削り、第十三項を第九項とする。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とする。

第十三条第一項中「同条第十三項」を「同条第九項」に、「第十二条第三項」を「前条第二項」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第十六条第一項に次の一号を加える。

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）の生態に影響を及ぼす行為で次に掲げるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

イ 野生動物に餌を与えること。

ロ 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第十六条第二項中「前項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十六条の二の五第一項中「第十六条の九第一号」を「第十六条の九第一項第一号」に改める。

第十六条の三第一項中「次に掲げる事項」を「規則で定めるところにより、その旨」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる事項」を「規則で定めるところにより、その旨」に改める。

第十六条の五第一項及び第二項中「第十六条の三第一項各号に掲げる事項」を「規則で定めるところにより、その旨」に改める。

第十六条の八第一項中「次条各号」を「次条第一項各号」に改める。

第十六条の九第三号から第五号までを削り、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

二 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關し必要な助言及び指導を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に關する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条の十中「前条各号」を「前条第一項第一号」に改める。

第十八条第一項中「同条第十三項」を「同条第九項」に、「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

（利用の増進のための情報の提供等）

第十八条の三 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第二十条中「第七条の七第一項又は第十三条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条の七第一項又は第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

二 第十条第三項の規定に違反したとき。

第二十一条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第七条の二第三項の認可を受けた者が、同条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更したとき。

第二十一条第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第十条第十三項」を「第十条第九項」に、「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とする。

第二十二条中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、「した」の下に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

第二十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「第十二条第六項」を「第十二条第五項」に、「者」を「とき」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第七号中「同条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「者」を「とき」に改め、同条第八号中「者」を「とき」に改める。

第二十五条中「第七条の五第一項」を「第七条の五」に、「二十万円」を「五万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(自然環境保全審議会条例の一部改正)
- 2 自然環境保全審議会条例(昭和四十七年宮城県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第五条第二項第十二号中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

県民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

県民会館条例の一部を改正する条例

県民会館条例(昭和三十九年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一駐車場の項中「(出入場は、午前九時から午後九時まで)」を削る。

別表第二第四号の表を次のように改める。

駐車三十分まで(ごと)に一台につき	二〇〇円
-------------------	------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

みやぎハートフルセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

みやぎハートフルセンター条例の一部を改正する条例

みやぎハートフルセンター条例(令和五年宮城県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十六条、第十七条関係)

施 設 名	使 用 料 の 額
大会議室(一)	一時間につき 二、〇〇〇円

大会議室(二)	一時間につき 一、九〇〇円
中会議室	一時間につき 一、三〇〇円
小会議室	一時間につき 八〇〇円

備考 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、一時間に切り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

衛生技術者養成施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

衛生技術者養成施設条例を廃止する条例

衛生技術者養成施設条例(昭和三十九年宮城県条例第九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三十三号を次のように改める。

三十三 削除

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例(令和元年宮城県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号中「看護学生修学資金貸付条例(昭和三十八年宮城県条例第五号)」の下に「又は被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例(平成二十五年宮城県条例第二十三号)」を加え、同号を同条第二号とする。

附則中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

介護研修センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

介護研修センター条例の一部を改正する条例

介護研修センター条例(平成十七年宮城県条例第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「大崎市」を「黒川郡大和町」に改める。

第三条第一号中「社会福祉事業従事者、在宅介護者等」を「社会福祉事業等従事者及び在宅介護者(自宅で家族等の介護を行っている者をいう。第九条第二項第二号において同じ。)」に改める。

第六条中「(宿泊室を除く。)」を削る。

第九条第一項中「センター」の下に「(研修室に限る。以下この条において同じ。)」を加え、同条

第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 センターを使用することができる者は、介護研修を目的として使用する者であつて、次に掲げるものとする。

一 社会福祉事業等従事者

二 在宅介護者で組織する福祉団体

3 センターの使用に係る使用料は、徴収しない。

第十条第三号中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

別表を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「七十八条の四」を「第七十八条の四」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第十条の二 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第二十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十六条第一項中「及び第二十三条」を「、第二十三条及び第二十三条の二」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十一条の二 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十一条の二 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年宮城県条例第七十七号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準（医師に関する部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第三十八条の二 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第四十四条の二 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。第六十八条において同じ。）又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。第六十八条において同じ。）に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設に限る。）に指定通所介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該特別養護老人ホーム又は指定介護老人福

祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第五十条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第五十条の二 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定通所リハビリテーション事業者が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準（医師に関する部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第六十四条の二 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十八条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施地域又は過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設に限る。）に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施

地域又は過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設に限る。)に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第七十一条第一項中「その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第八十四条第二項中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)」を削る。

第八十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「指定介護療養型医療施設であるものを除く。」「を削り、「第六条第三号又は第八條第二号」を「第五條第三号又は第七條第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八十六条第一項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十三号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「指定介護療養型医療施設であるものを除く。」「を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第七十七号)」を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第四号とする。

第九十一条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない」を「の設備に関する基準は、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。))を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「ユニット型短期入所療養介護事業者」

を「介護老人保健施設であるユニット型短期入所療養介護事業者」に改め、同条に次の八項を加える。
3 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有

しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

6 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

7 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

8 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第六項及び第七項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。))を有することとする。

10 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第九項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条の次に次の一条を加える。
(身体的拘束等の禁止)

第九十九条の二 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第百十二条第一項中「及び第百九条」を、「第百九条及び第百九条の二」に改める。
第百十六條の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第百十六條の二 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附則第二項から第八項までの規定中「第八十六條第一項第三号」を「第八十六條第一項第二号」に改める。

附則第十項中「昭和三十八年法律第百三十三号」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の次に一条を加える改正規定、第三十六條第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第三十八條の次に一条を加える改正規定、第四十四條の次に一条を加える改正規定、第六十二条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第六十四條の次に一条を加える改正規定並びに第八十六條第一項第一号の改正規定及び同項第五号の改正規定(「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第七十七号)」を「介護医療院基準条例」に改める部分に限る。)は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(この項において「新条例」という。)第七十一条第三項(新条例第七十七條、第七十八條の三、第八十二条、第八十八條及び第九十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第七十一条第三項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和三年宮城県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(この項において「新条例」という。)第四條第三項(新条例第四十二条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第十五條の二の規定(新条例第四十五条において準用する場合に限る。)の適用については、新条例第四條第三項及び第十五條の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第二十三条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二十六条第一項中「第二十五条」を「前条」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十二条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年宮城県条例第七十七号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準（医師に関する部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第三十八条の二 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第四十四条の二 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基

準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準（医師に関する部分に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第五十九条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十三条に次の二項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域をいう。次項において同じ。）又は過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域をいう。次項において同じ。）に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設に限る。）に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師については、当該特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設（離島振興対策実施地域又は過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設に限る。）に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホーム又は指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第六十五条第一項中「その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第七十九条第二項中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病

棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号 第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号。以下「政令」という。）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）を削る。

第八十条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）を削り、「第六条第三号又は第八条第二号」を「第五条第三号又は第七条第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八十一条第一項第一号中「介護老人保健施設（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号）を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「介護医療院（人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年宮城県条例第七十七号）を「介護医療院基準条例」に改め、同号を同項第四号とする。

第八十六条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない」を「の設備に関する基準は、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が」に改め、同条に次の八項を加える。

3 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

5 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

6 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及

び浴室を有しなければならない。

7 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

8 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第六項及び第七項に規定する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

9 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

10 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第九十一条第九項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第一百二条第一項中「政令」を「介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）」に改める。

第一百二条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）
 第一百二条の二 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第一百二条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）
 第一百二条の二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附則第二項から第八項までの規定中「第八十一条第一項第三号」を「第八十一条第一項第二号」に改める。

附則第十項中「(昭和三十八年法律第百三十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の次に一条を加える改正規定、第三十六条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第三十八条の次に一条を加える改正規定、第四十四条の次に一条を加える改正規定、第五十七条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第五十九条の次に一条を加える改正規定及び第八十一条第一項の改正規定(同項第一号中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十三号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改める部分及び同項第五号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年宮城県条例第七十七号)」を「介護医療院基準条例」に改める部分に限る。)は、令和六年六月一日から施行する。(経過措置)

2 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(この項において「新条例」という。)第六十五条第三項(新条例第七十二条、第七十三条の三、第七十七条、第八十三条及び第八十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第六十五条第三項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
3 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(令和三年宮城県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(この項において「新条例」という。)第四条第三項(新条例第四十二条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者)に適用される場合に限る。

及び第二十二條の七(新条例第四十五條において準用する場合に限る。)の適用については、新条例第四條第三項及び第二十二條の七中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十九号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「令和六年六月三十日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第六十九条―第七十二条）」を「第十四章 児童家庭支援センター（第六十九条―第七十二条）」に改める。

第六条の第三項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改め、「。以下この条」の下に「及び次条」を加える。

第七十条中「以下」を「次条において」に改める。

第七十一条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。
本則に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

（設備）

第七十三条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第七十四条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

（里親支援）

第七十五条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第七十六条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の第三項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（委任）

第七十七条 この章に定めるもののほか、里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター（第五十五条―第五十八条）」を「削除」に改める。

第三条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第四十三条第三項中「訓練室」を「支援室」に、「並びに特殊表示等」を「、特殊表示等」に改め、

同条第四項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五項中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第四十四条第五項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第四十八条第一項中「には、」の下に「医療法に規定する」を加え、「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第四十九条第一項中「には、」の下に「医療法に規定する」を加え、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。
第五十一条を次のように改める。

（設備及び備品等）

第五十一条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規

定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

第五十二条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する従業者（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な従業者を置かなければならない。

第五十二条第三項を削る。

第五十三条及び第五十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第五十五条から第五十八条まで 削除

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第十一条の規定により改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第十一条の規定により新法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第五十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

4 この条例の施行の際現に設置している改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第五十一条に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにつ

いては、新条例第五十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第五十一条に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第五十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援（第二十六条―第三十条）」を「削除」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第五条中「な指導及び訓練」を「に支援し、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第三項を次のように改める。
3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、規則で定める員数の従業者を置かなければならない。

第七条第四項を削る。
第九条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下同じ。」を削り、「及び便所」を「便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項を次のように改める。

3 指定児童発達支援事業所において治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第三項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第十二条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第二十二條第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第二十六条から第三十条まで 削除

第三十一条中「な訓練」を「な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第三十三条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第三十六条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改める。

第三十七条の五前段中「第十一条」の下に、「第十一条の二」を加える。

第四十一条前段中「第十一条」の下に「（第三項を除く。）、第十一条の三」を加える。

第四十三条中「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、「第七条、第二十七条」を「第七条」に改め、「第二十七条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定は、障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（次項において「新法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 改正法附則第四条第一項の規定により新法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第七条第三項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第四項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第九条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 新条例第十一条の二（新条例第二十一条の五、第二十二條第二項、第三十四条、第三十五条の二、第三十六条第二項及び第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、新条例第十一条の二中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「。」の下に「及び障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を「障害福祉サービス」に改める。

第五条第二項中「心理指導を行う」を「心理支援を行う」に、「心理指導担当職員（心理指導）」を「心理担当職員（心理支援）」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第八条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第十五条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第二十条第一項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第二十一条第一項中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県条例第二十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に、「第三節 基準該当自立訓練（生活訓練）（第七十条・第七十一条）」を「第三節 基準該当自立訓練（生活訓練）（第七十条・第七十一条）」に改め、「に関する基準」を削る。

第二十二條第三項中「第六條の二の二第三項」を「第七條第二項」に改める。

第二十五條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第三十一条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第六十二条の五を第六十二条の六とし、第六十二条の四を第六十二条の五とし、第六十二条の三を第六十二条の四とし、第六十二条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）
第六十二条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーション）に供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第六十三条第一項第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第六十一条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十三条第一項中「基準該当障害福祉サービス（以下「第三項に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同項第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同項第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同項第三号中「指定通所介護事業所等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この項において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が、規則で定める面積以上であること。
- 二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び規則で定める員数の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を有していること。
- 三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

（基本方針）

第七十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（従業者）

第七十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。）を有しなければならない。

（実施主体）

第七十一条の四 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、規則で定める数以上の当該事業者の事業所の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

（準用）

第七十一条の五 第九条、第十一条の二から第十六条まで、第二十三条、第二十五条及び第三十二条の規定は、指定就労選択支援の事業に準用する。この場合において、第二十五条第一項中「療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

（委任）

第七十一条の六 この章に定めるもののほか、指定就労選択支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第七十一条の七 この章に定めるもののほか、指定就労移行支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

（実施主体）

第七十一条の八 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、規則で定める数以上の当該事業者の事業所の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は

は障害者の雇用の促進等に関する法律第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第八十八条の十を次のように改める。

第八十八条の十 削除

第八十九条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十条の四中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十二条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に、「又は食事の介護その他の日常生活上の援助」を「若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第九十二条の八中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加え、「又は食事の介護その他の日常生活上の援助」を「若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第九十二条の十中「第二項」を「第三項」に改める。

第九十三条中「、指定通所支援基準条例第二十六条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」及び「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第二十七条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削る。

第九十六条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（第六十二条の五）を「第六十二条の六」に改める部分及び「に関する基準」を削る部分を除く。及び第九章の次に一章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第十三条第一項中「（以下「相談支援事業」という。）」を削り、同条第二項中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第二十六条―第三十条）」を
第五章の二 就労選択支援

練）（第二十六条―第三十条）

に改める。

（第三十条の二―第三十条の六）

第三条第一項中「から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の

意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条及び第二十三条中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第三十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる

よう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通

じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を

行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する

便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（職員）

第三十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）は、当該事業

を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）ごとに規則で定める員数の就労選択支援員

を置かなければならない。

（実施主体）

第三十条の四 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス

事業者であつて、規則で定める数以上の当該事業者の事業所の利用者が新たに通常の事業所に雇用

されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなけ

ればならない。

（準用）

第三十条の五 第六条、第九条から第十四条まで、第十七条及び第十八条の規定は、就労選択支援の

事業に準用する。この場合において、第九条第一項中「療養介護計画（療養介護に係る個別支援計

画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応

じて」と読み替えるものとする。

（委任）
第三十条の六 この章に定めるもののほか、就労選択支援の事業の人員等に関する基準は、規則で定

める。

第四十五条中「医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」

を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同

条第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三条第一項の改正規定

及び第五章の次に一章を加える改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第百号）の一

部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生

活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各

号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつ

つ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状

況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当

該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一

般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第七条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。
第八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。
別表一の項及び二の項中「七、四〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

漁港管理条例の一部を改正する条例

漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二条中「第四十条第一項又は第二項」を「第六十六条第一項又は第三項」に改める。

第二条の二第一項中「行う」の下に「よう努める」を加え、同条第二項中「適正な利用及び漁港の環境の保全」を「安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持」に改める。

第三条の見出しを「漁港の保全」に改め、同条に次の一項を加える。

2 漁港施設を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失、損傷若しくは汚損によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第八条第一項中「漁獲物の陸揚げを行うための区域又は」を「陸揚輸送及び」に改め、同条第二項中「規定により指定した区域」を「指定区域」に、「漁獲物の陸揚げを行う場所その他の事項について」を「当該漁港施設において、漁獲物、漁具、漁業用資材その他の貨物（以下「漁獲物等」という。）の陸揚げ又は船積みを行う者に対し、陸揚げ又は船積みを行う場所、時間その他の事項につき」に改め、同条第三項中「漁獲物の陸揚げ又は出漁準備」を「漁獲物等の陸揚げ又は船積み」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚げ又は船積みが終わったときは、直ちにその陸揚げ又は船積みを行った場所を清掃しなければならない。

第十条第一項ただし書中「航行補助施設」の下に「及び漁港協力団体が法第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な占用」を加え、「知事に協議すれば」を「あらかじめ知事に協議することをもって」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

第十二条の二第一項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の下に「又は法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「法第三

十九条第四項」に改める。

第十四条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

公共用財産管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

公共用財産管理条例の一部を改正する条例

公共用財産管理条例（平成十二年宮城県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

流水占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

流水占用料等条例の一部を改正する条例

流水占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号中「その他特に公益上」を「又は公益上若しくは自然災害その他のやむを得ない理由により」に改め、同条第三項中「知事の許可に係る流水占用料等については当該許可の申請時に、国土交通大臣又は仙台市長の許可に係る流水占用料等については当該許可を受けた後速やかに」を「遅滞なく」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

入港料条例の一部を改正する条例

入港料条例（昭和五十二年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第三条及び第四条を次のとおり改める。

（料率）

2 改正後の流水占用料等条例第六条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき流水占用料等（同条例第三条第一項に規定する流水占用料等をいう。以下同じ。）について適用し、同日の前日までに徴収すべき流水占用料等については、なお従前の例による。

入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

入港料条例の一部を改正する条例

入港料条例（昭和五十二年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削る。

第三条及び第四条を次のとおり改める。

（料率）

第三条 入港料は、別表のとおりとする。

（免除）

第四条 知事は、次の各号の一に該当する船舶の入港については、港湾施設等管理条例（昭和三十八年宮城県条例第四号）第十五条の規定による届出と併せてその旨の申出があった場合に限り、それぞれ当該各号に掲げる入港に係る入港料を免除することができる。

一 同一船舶が一航海中に県の管理する港湾に連続して二回以上入港し、かつ、仙台塩釜港（仙台港区を除く。）に一回以上入港する場合（次号に該当する場合を除く。） 仙台塩釜港への一回目の入港以外の入港

二 同一船舶が一航海中に県の管理する港湾に連続して二回以上入港し、かつ、仙台塩釜港（仙台港区）に一回以上入港する場合 仙台塩釜港（仙台港区）への一回目の入港以外の入港

三 同一船舶が仙台塩釜港（仙台港区を除く。）に一日二回以上入港する場合 二回目以降の入港

四 同一船舶が仙台塩釜港に一日二回以上入港し、かつ、仙台塩釜港（仙台港区）に一回以上入港する場合 仙台塩釜港（仙台港区）への一回目の入港以外の入港

五 同一船舶が仙台塩釜港に月の初日から当該月の末日までの間に十一回以上入港（前四号の規定により入港料を免除する入港を除く。）する場合 十一回目以降の入港

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

（経過措置）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

港 区	入港料の額（入港一回総トン数一トンにつき）	
	外 航 船 舶	内 航 船 舶
仙台港区	二円四七銭	一円三五銭
塩釜港区	二円	一円一〇銭
石巻港区	二円	一円一〇銭

備考 この表の適用については、総トン数に一トン未満の端数があるときは一トンに、入港料の額に十円未満の端数があるときは十円に切り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の入港料条例第四条第一号及び第二号の規定は、この条例の施行の日以後に仙台塩釜港に入港する船舶について適用する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の表三十六の五の項を同表三十六の七の項とし、同表三十六の四の項の次に次のように加える。

三十六の五 令第三百三十七条の十二第六項の規定により法第四十三条第一項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	二万七千円
三十六の六 令第三百三十七条の十二第七項の規定により法第四十四条第一項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	二万七千円

第二十五条第二項中「法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村」の下に「又は

同条第二項の規定により建築副主事を置く市町村」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
附則第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第五号中「第一条第二項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を「第二条（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する被害者」に改め、同号イ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号ハ中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項に次の一号を加える。

十 その他知事が別に定める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る県営住宅の入居者の資格については、改正後の県営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。